

資料 4

日常生活用具給付基準表

★介護保険制度の利用が優先となるもの

区分	種目	性能	対象者	耐用年数	基準額 (円)
介護・訓練支援用具	★特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を附属し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障害２級以上の者、寝たきりの状態にある難病患者等	８年	154,000
	★特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障害１級の者で常時介護を要するもの(身体障害児の場合は、２級の者を含む。)、知的障害の程度が重度以上の者、寝たきりの状態にある難病患者等。児童は、原則として３歳以上の者	５年	19,600
	★特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害１級の者で常時介護を要するもの、自力で排尿できない難病患者等。児童は、原則として学齢児以上の者	５年	67,000
	入浴担架	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障害２級以上の者で、入浴の際家族等の他人の介助を要するもの。児童は、原則として３歳以上の者	５年	82,400
	★体位変換器	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	下肢又は体幹機能障害２級以上の者で下着交換等の際、家族等の他人の介助を要するもの、寝たきりの状態にある難病患者等。児童は、原則として学齢児以上の者	５年	15,000
	★移動用リフト	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害２級以上の者、下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等。児童は、原則として３歳以上の者	４年	159,000
	訓練いす	原則として附属のテーブルをつけるもの	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童で、原則として３歳以上のもの	５年	33,100
	訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童で原則として学齢児以上のもの、下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等。	８年	159,200
自立生活支援用具	★入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害者、難病患者等で入浴に介助を必要とする者。児童は、原則として３歳以上の者	８年	90,000
	★便器	対象者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障害２級以上の者、常時介護を要する難病患者等。児童は、原則として学齢児以上の者	８年	4,450 手すり 9,850
	Ｔ字状・棒状つえ	対象者が容易に使用し得るもの（補装具として給付されるものを除く。）	平衡機能、下肢又は体幹機能に障害を有し、杖の支持により歩行が容易になる者。児童は、原則として３歳以上の者	３年	4,683
	★移動・移乗支援用具	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等であるもの ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	平衡機能、下肢又は体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者、下肢が不自由な難病患者等。児童は、原則として３歳以上の者	８年	60,000

	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障害を有する者で、歩行が不安定で転倒しやすいもの又は知的障害の程度が重度以上であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。児童は、原則として学齢児以上の者	3 年	スポンジ、革を主材料に製作 15,656 スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作 37,852
	特殊便器	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの又は知的障害の程度が重度以上の者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	上肢機能障害２級以上の者、知的障害の程度が重度以上の者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの、上肢機能に障害のある難病患者等。児童は、原則として学齢児以上の者	8 年	151,200
	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	身体障害等級２級以上の者又は知的障害の程度が重度以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。）	8 年	15,500
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	身体障害等級２級以上の者、知的障害の程度が重度以上の者、難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。）	8 年	28,700
	電磁調理器	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害２級以上の者又は知的障害の程度が重度以上の者（視覚障害者又は知的障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。）	6 年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害２級以上の者。児童は、原則として学齢児以上の者	10 年	7,000
	聴覚障害者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	聴覚障害２級以上の者（聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められるものに限る。）	10 年	87,400
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	じん臓機能障害３級以上の者で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの。児童は、原則として３歳以上の者	5 年	51,500
	ネブライザー（吸入器）	対象者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の障害を有する者で必要と認められるもの、呼吸器機能に障害のある難病患者等。児童は、原則として学齢児以上の者	5 年	36,000
	電気式たん吸引器	対象者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障害３級以上若しくは同程度の障害を有する者で必要と認められるもの又は呼吸器機能に障害のある難病患者等。児童は、原則として学齢児以上のもの	5 年	56,400
	酸素ボンベ運搬車	対象者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10 年	17,000
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装置が必要な難病患者等	5 年	157,500
	視覚障害者用体温計（音声式）	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害２級以上の者。児童は、原則として学齢児以上の者	5 年	9,000
	視覚障害者用体重計	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害２級以上の者。児童は、原則として学齢児以上の者	5 年	18,000
	視覚障害者用血圧計	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害２級以上の者。児童は、原則として学齢児以上の者	5 年	16,800

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者で発声・発語に著しい障害を有するもの。児童は、原則として学齢児以上の者	5 年	98,800
	情報・通信支援用具	パーソナルコンピュータ周辺機器又はアプリケーションソフトで、対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害２級以上又は上肢障害２級以上の者。児童は、原則として学齢児以上の者	—	100,000
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	視覚障害２級以上の者で必要と認められるもの	6 年	383,500
	点字器	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害者で、点字で文章を打ち、日常生活上必要と認められるもの。児童は、原則として学齢児以上の者	標準型 7 年	真鍮板製 10,712 プラスチック製 6,798
				携帯用 5 年	アルミニウム製 7,416 プラスチック製 1,699
	点字タイプライター	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害２級以上の者（本人が就労若しくは就学し、又は就労が見込まれる場合に限る。）	5 年	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識ができ、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害２級以上の者。児童は、原則として学齢児以上の者	6 年	録音再生機 85,000 再生専用機 35,000
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害２級以上の者。児童は、原則として学齢児以上の者	6 年	99,800
	視覚障害者用音声拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの若しくは書籍等の活字文書を機械で読み取り、読み取った内容を音声信号に変換して出力する機能を有するもの又はこの両方の機能を有するもの	視覚障害者で本装置により文字等を読むことが可能になるもの。児童は、原則として学齢児以上の者	8 年	198,000
	視覚障害者用時計	対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害２級以上の者（音声時計は、原則として、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者）	10 年	触読時計 10,300 音声時計 13,300
	視覚障害者用地上デジタルテレビ放送対応ラジオ	地上デジタルテレビ放送を音声受信することが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	視覚障害２級以上の者。児童は、原則として学齢児以上の者	6 年	29,000
	聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用し得るもの	聴覚障害又は発声・言語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段としてこの装置の必要性が認められるもの。児童は、原則として学齢児以上の者	5 年	71,000
	聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの	聴覚障害を有する者で、この装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6 年	88,900

	人工喉頭	笛式：気管孔から呼気によりゴム膜などを振動させ、得られた音をビニール管で口腔内に導き構音化するもの 電動式：頸下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	喉頭摘出により、発声が困難な者	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,150 笛式（気管カニューレ付） 8,343 電動式 72,203
	点字図書	点字により作成された図書	主に点字で情報を入手している視覚障害を有する者	—	
	人工内耳体外装置	音声等を電気信号に変換して人工内耳に送信する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	現に人工内耳を装着している者で、医療機関において医療保険等の給付制度を利用した当該装置の買換えができないと判断されたもの	5年	300,000
	人工内耳用電池	対象者が容易に使用し得るもの	現に人工内耳を装着している者で、人工内耳用充電電池及び人工内耳充電電池用充電器の給付を受けていないもの	—	月額 2,000
	人工内耳用充電電池	対象者が容易に使用し得るもの	現に人工内耳を装着している者で、人工内耳用電池の給付を受けていないもの	1年	24,000
	人工内耳充電電池用充電器	対象者が容易に使用し得るもの	現に人工内耳を装着している者で、人工内耳用電池の給付を受けていないもの	3年	20,000
	人工内耳用イヤモールド	対象者が容易に使用し得るもの	現に人工内耳を装着している者で、イヤモールドの使用が必要と認められるもの	1年	9,000
排泄管理支援用具	ストーマ装具	排泄機能を補完できるもの	直腸機能又は膀胱機能障害を有する者で、それぞれ人工肛門又は人工膀胱を造設しているもの	—	蓄便袋 月額 9,390 蓄尿袋 月額 12,338
	紙おむつ等		次のいずれかに該当する者で、紙おむつが必要と認められるもの。児童は、原則として3歳以上の者 ア ストーマ対象者であるが、ストーマ装着ができない者 イ 先天性の高度排尿障害又は排便機能障害を有する者 ウ 脳原性運動機能障害又は医師の診断書等で同程度と認められる障害により、排尿又は排便の意思表示が困難な者	—	月額 12,000
	収尿器		神経因性膀胱などによる排尿障害により、収尿器を必要とする者	1年	男性用普通型 8,085 簡易型 5,958 女性用普通型 8,925 簡易型 6,195
居宅生活動作補助用具	★住宅改修	対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者で障害等級3級以上のも（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者）、下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等。児童は、原則として学齢児以上の者	原則、生涯に1度のみ	200,000

備考

- 1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。